

## 第 8 回 那珂川市農業委員会会議録

令和 3 年 1 1 月 1 0 日、那珂川市農業委員会会長は、令和 3 年度第 8 回農業委員会定例会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

- 議案第 2 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (1 件)
- 議案第 2 6 号 農地法第 5 条の規定による許可取消願について (1 件)
- 議案第 2 7 号 農用地利用集積計画の利用権設定について (4 件)
- 議案第 2 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (1 件)
- 報告第 2 3 号 専決処分について 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書について (1 件)
- 報告第 2 4 号 専決処分について 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出(合意解約)について (1 件)
- 報告第 2 5 号 専決処分について 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号(農業用倉庫)届出について (2 件)
- 報告第 2 6 号 令和 3 年度利用意向調査(農地パトロール)の調査結果について
- その他 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想策定に伴う意見聴取について

〈農業委員〉 … 7 人

〈農地利用最適化推進委員〉 … 5 人

〈事務局〉 … 3 人

開会 (午前 9 時 3 0 分)

議 長	<p>ただいまから令和 3 年度第 8 回農業委員会を開会します。 1 番委員は欠席です。 議事録署名人の指名を行います。7 番委員、2 番委員、お願いします。 委員会内で発言する際は、挙手をし、私に指名されてから発言をお願いします。 議事に入ります。 議案第 2 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」 番号 1 を事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>議案第 2 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」</p>

	番号 1 を説明した。
議 長	担当の 3 番委員の意見を求めます。
委 員	事務局と現地を見に行きましたが、問題ないと思います。
議 長	各委員から質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第 26 号 「農地法第 5 条の規定による許可取消願について」 番号 1 を事務局から説明させます。
事務局	議案第 26 号 「農地法第 5 条の規定による許可取消願について」 番号 1 を説明した。 聞き取りによると、許可を受けた直後の 8 月中旬の大雨による山間地の土砂災害等の状況を見て、考え直し、契約解除に至ったということです。
議 長	各委員から質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第 27 号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」 番号 1 から番号 4 を事務局から説明させます。

事務局	議案第27号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」 番号1から番号4を事務局から説明した。
議長	各委員から質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第21号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案第21号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 こちらの案件につきましては、前回の農業委員会で審議を 保留して、再度、現地確認等を行うこととしました。 前回の農業委員会後の11月2日に行った現地確認におい て、適切に管理されていることが確認できました。 同日、11月2日に事務局にて申請者に聞き取りをし、借 入地も含めた自己全ての営農の農地を必ず耕作し、適正に 管理しますという誓約書をもらっています。 判断基準の農地法第3条第2項の第1号から第7号の規定 に該当しないため、3条の許可条件は満たしています。
議長	各委員から質問等を求めます。
委員	誓約書の「2. 前項に違反する行為があった場合は、いつ でも許可処分の取消しはもちろん、農地法の罰則の適用を 受けても」とあるが、具体的にどういう状況を言うのか説 明して欲しい。

議 長	事務局、お願いします。
事務局	こちらは、自己所有全て、借入地と所有地全部を適切に管理していない場合に、許可の取消しを行いますということです。農地法の罰則については、無断転用の場合は、処分取消しや罰金までありますので、そういったものも含めて誓約をいただいたという形です。
委 員	農地法第3条の許可取消しというのは所有権移転を認めないという理解でもいいですか。
事務局	農地法第3条の許可取消しは、所有権移転の取消しになります。
委 員	分かりました。
委 員	許可後も、適正に管理されているかどうか、農地パトロールなどで注視していった方が良くと思います。
議 長	今後とも維持管理をするようにということです。ほかに質疑がないようですので、採決を行います。賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。次に、報告事項です。報告については、事務局長の専決事項として処理を終わっている内容ですので簡単に説明させます。
事務局	報告第23号 番号1 専決処分について 「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」 報告第24号 番号1 専決処分について

	<p>「農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約）について」  報告第25号  番号1  専決処分について  「農地法施行規則第29条第1項第1号（農業用倉庫）届出について」  番号1、番号2  報告第26号  「令和3年度利用意向調査（農地パトロール）の調査結果について」  調査結果を取りまとめ、遊休農地とみなした農地について説明した。  今年度から国の要領が改正されて、利用意向調査の回答によっては再度、約半年後に現地確認を行うこととなっていますので、必要に応じて3月頃に再度農地パトロールをお願いする可能性があります。その際は協力をお願いします。</p>
議長	<p>次にその他  「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想策定に伴う意見聴取について」  を、事務局より説明します。</p>
事務局	<p>「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想策定に伴う意見聴取について」  農業委員会より意見の有無を回答してくださいという内容になっています。  意見がある方は今週中に事務局まで連絡下さい。</p>
議長	<p>本日の議案は終了し第8回農業委員会は閉会した。</p>
	<p>10時 00分 閉会</p>